

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 (担当課長名)	その他の配布先
4/20 (木) 14:00	阪神北県民局 県民交流室環境課	ダイヤルイン 0797-83-3145	環境参事 高石 豊 (室長補佐兼環境課長 山本 竜一)	県政記者クラブ 阪神南県民センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

平成29年4月20日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 大阪府藤井寺市岡一丁目4番21号
 名称及び代表者 株式会社北原企画設計事務所 代表取締役 北原 学

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

(3) 処分年月日 平成29年4月20日

2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	平成27年3月3日
・許可番号	第02803025177号
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上8種類

3 処分の理由

被処分者は、平成29年2月24日付けで大阪地方裁判所堺支部から破産手続開始の決定を受けた。

被処分者は、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号イに該当するため、取消処分を行う。